

【投票権者、特別区と行政区・市の違い、今後のスケジュール等】

(投票権者)

- Q 投票が府民でなく大阪市民だけの理由を教えてください。
- Q 全有権者の2分の1又は3分の2以上の賛成票がなければならないのでは。
- Q 賛成・反対が同票ならどうなりますか。

A

- ・法律上、府民ではなく大阪市民が対象です。
大都市地域における特別区の設置に関する法律（大都市法）及びその施行令において、住民投票の投票権を有するのは、特別区が設置される市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とされています。

- ・法律上、全有権者の2分の1又は3分の2以上の賛成といった規定はありません。
大都市法において、特別区の設置に当たっては賛成の票数が有効投票の半数を超える場合には、平成29年4月の特別区設置に向けて、特別区設置協定書に基づいて準備が行われていくこととなります。

- ・賛成と反対の票数が同じ場合は、特別区は設置されません。

- ・詳しくは、説明パンフレット6ページの「今後のスケジュール」及び大阪における新たな大都市制度準備期間中の工程表
(<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseidokaikakushitsu/page/0000300924.html>) をご覧ください。

Q 吹田市や豊中市など他の市との関係はどうなるのでしょうか。

5月17日の投票では大阪市の5分割であって、大阪府全体が東京都のような全体的な行政機関になれないのに大阪都庁が強力に推進するという事はできるのでしょうか。

大阪府民全員の住民投票をするということでしょうか。

A

- ・これまで、大阪府と大阪市の両方で大阪全体に関わる広域的な仕事（産業、港湾など）を担ってきました。この大阪府と大阪市の役割分担を見直し、広域的な仕事を大阪府に一元化するものです。
したがって、広域的な仕事は大阪府、それ以外は市町村が担っている大阪府と他の市町村との関係には、特段の変更はありません。
- ・市長が説明したとおり、広域的な仕事を大阪府に一元化して、大阪全体の戦略をたてることで、大都市としての発展の道を拓いていく。こうした趣旨で、特別区設置協定書を取りまとめ、府市両議会の承認を経て、住民投票を行うこととしたところです。
- ・法律上、府民ではなく大阪市民が対象です。大都市地域における特別区の設置に関する法律（大都市法）及びその施行令において、住民投票の投票権を有するのは、特別区が設置される市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とされています。

Q 大阪の街づくりを住民に問うような提案に対して、住民投票を行うべき。

A

- ・今回の住民投票は大都市域における特別区の設置に関する法律（大都市法）に基づき、特別区設置の賛否を問うものです。ご理解をお願いします。

(特別区と行政区の違い、特別区と市の違い)

Q 従来の区と特別区との法律面での違いを教えてください。

A

- ・現在の区（行政区）は、政令指定都市内に事務処理のために設置されたもので、行政区では、区長は市長が任命する職員であり、議会を区ごとに設置することができません。また、条例制定や課税、予算編成などの権限を持っていません。
- ・特別区では、一般の市と同じように、市民の皆さんにより選挙で選ばれた区長や区議会議員で運営され、条例制定や課税、予算編成などの権限を持ち、それぞれの区で独自の施策を行うことができます。詳しくは、説明パンフレットの6頁の「特別区とは」をご覧ください。

- Q 一般市、中核市、政令指定都市で権限はどのように違うのか。
- Q 特別区と普通の市とはどう違うんですか。豊中、吹田などの市との違いは。近接市（堺・吹田）との違いは。
- Q 特別区になればかなり権限がなくなるのではないか。政令指定都市の堺市より権限が下になる。大阪府（都）になるに当たり、アンバランスにならないか。

A

- ・特別区は、一般の市と同じように、市民に近い行政を行う基礎自治体です。市民のみなさんにより選挙で選ばれた区長や区議会議員で運営され、条例制定や課税、予算編成などの権限を持ち、それぞれの区で独自の施策を行うことができます。
- ・その上で、特別区と市の違いとしては、住民に身近な仕事については、一般の市が担っている仕事に加え、東京の特別区の権限を上回る吹田市などの特例市の権限に属する仕事（市街化区域内の開発行為の許可など）、豊中市などの中核市の権限に属する仕事（保育所や養護老人ホームの設置認可・監督など）、さらに、政令指定都市や都道府県の権限に属する仕事であっても住民に身近な児童相談所の設置などについては、特別区が担うこととなります。
- ・他方で、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務（仕事）については、一般の市が担っている仕事（消防や下水道など）であっても、大阪府が担うこととなります。
- ・また、財政面では、各特別区で必要なサービスの提供に必要な財源（お金）を確保し、各特別区間の税収格差を是正するため、一般の市とは違って、東京の特別区と同様の財政（お金）の調整を行う仕組みを設けることとしています。
- ・詳しくは、説明パンフレット6ページの「特別区とは」、15ページの「特別区と大阪府の事務の分担」、17ページの「税源の配分・財政の調整」をご覧ください。
- ・なお、特別区と大阪府の法令事務の権限イメージは、次のとおりとなります。（※特別区設置協定書の記載と同様、法令についてはH25.4.1現在で整理しています。）

特別区と大阪府の権限イメージ

	こども、福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり、都市基盤整備	住民生活、消防・防災等
都道府県	保育士・介護支援専門員の登録 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	麻薬取扱者（一部）の免許 精神科病院の設置 臨時的予防接種の実施 特定毒物の製造許可	小中学校学校編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 博物館の設置の登録	第一種フロン類回収業者の登録 浄化槽工事業・解体工事業の登録	都市計画（マスタープラン） 指定区間の一級河川	警察（犯罪捜査、運転免許等）
大阪府の事務						
政令指定都市	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置（任意） 児童相談所の設置	精神障がい者の入院措置 動物取扱業の登録	県費負担教職員の任免等の決定 遺跡の発見に関する届出の受理	建築物用地下水の採取の許可	都市計画（都市再生特別地区） 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の一級河川（一部）	
中核市・特別市	母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け 保育所・養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定（一部を除く） 第一種社会福祉事業の経営許可・監督 障がい福祉サービス事業者の指定 身体障がい者手帳の交付	保健所の設置 国民健康・栄養調査の執行 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 犬・ねこの引取り 旅館業・公衆浴場の経営許可 埋容所・美容所の位置等の届出の受理 薬局の開設許可 毒物・劇物の販売業の登録	県費負担教職員の研修 重要文化財（一部）の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理 土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定 浄化槽の設置の届出の受理 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	屋外広告物の条例による設置制限 サービス付高齢者向け住宅事業の登録 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可	
特別区の事務						
一般市・町村	保育所の設置・運営 生活保護（市及び福祉事務所設置町村が処理） 養護老人ホームの設置・運営 障がい者自立支援給付（一部を除く） 身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託 介護保険事業 国民健康保険事業 児童手当の支給	市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期的予防接種の実施 結核に係る健康診断 母子健康手帳の交付	小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 県費負担教職員の服務の監督	一般廃棄物の収集・処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 浄化槽清掃業の許可	都市計画（用途地域等） 下水道の整備・管理運営 水道事業 市町村道の建設・管理 準用河川の管理 都市計画（地区計画の一部等）	消防・救急活動 災害の予防・警戒・防除等 戸籍・住基 埋葬、火葬の許可
大阪府の事務						

※ 網掛部分は大阪府の事務
 ※ 濃色部分は東京特別区の権限

Q 他の政令市と県との関係と大阪府市との違いは何でしょうか

Q 政令市の考え方は時代に合わないのでしょうか

A

- ・大阪市などの人口の大きな大都市における住民自治（住民との距離、住民意思の的確な反映など）や二重行政については、国の第 30 次地方制度調査会での議論をはじめ、課題となっています。
- ・そのうえで、大阪はじめ、神奈川県・横浜市、愛知県・名古屋市など、大都市をとりまく状況は様々であり、都市としての歴史、地理的状況、都市の広がりなどに応じて、それぞれにふさわしい大都市制度を自ら考えていく必要があります。

Q 大阪市を5つの市に分けるのはダメですか。

Q 一般市と特別区との違い、特別区にこだわる理由が知りたいです。

Q 何ゆえ「都」？地方分権であれば「市」を独立させればよいのでは。その上で特別区を設置すればよい。

A

- ・大阪市を5つの市に分けるという考え方もあるが、その場合、それぞれの市間で大きな税収格差が生じることになります。
- ・そのため、特別区設置協定書では、こうした税収格差を是正し、それぞれがサービスの提供に必要な財源（お金）を確保できるよう、東京の特別区と同様の財政（お金）の調整を行う仕組みを備えた特別区としたものです。
- ・なお、特別区は、一般の市を上回る住民に身近な仕事を担うこととしています。
- ・詳しくは、説明パンフレット19～20ページの「税源の配分、財政の調整」をご覧ください。

Q 特別区は市町村並みの発言権はあるのですか。

Q 大阪市のかたまりの意見は誰が言えるのですか。

A

- ・特別区は、一般の市町村と同じように、住民に身近な仕事を担う基礎自治体です。したがって、市町村と基本的に同じです。
- ・特別区の設置後の旧大阪市の意見については、各特別区長が担うことになります。

(国への協議・報告)

Q 「国が認めた」という旨のアピールがあったが、新藤総務大臣からは「特段の意見はない」とだけで「関係者の間で真摯な議論を」との助言書が届いているはず。その件について、その後のやり取りはどこで確認できますか。

A

- ・大阪府・大阪市特別区設置協議会の経過については、大阪府・大阪市特別区設置協議会のホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseidokaikakushitsu/page/0000207789.html>) をご覧ください。
- ・また、府市の両議会の審議結果等については、大阪府議会 (http://www.pref.osaka.lg.jp/gikai_giji/toppage/index.html) 及び大阪市会 (<http://www.city.osaka.lg.jp/shikai/>) のホームページをご覧ください。

(今後のスケジュール)

Q 住民投票で賛成多数となった場合、平成 29 年 4 月までにやるべき仕事は何か。
それらは議会で反対に会おうと止まってしまうリスクもありませんか。

A

- ・大都市地域における特別区の設置に関する法律（大都市法）において、特別区の設置に当たっては賛成の票数が有効投票の半数を超える場合には、第 8 条の規定に基づき、大阪市、大阪府は共同して総務大臣に特別区の設置の申請を行い、第 9 条の規定により、申請に基づき総務大臣が「特別区の設置の処分」を行うことにより、平成 29 年 4 月 1 日に特別区が設置されます。
- ・平成 29 年 4 月の特別区の設置に向けた準備としては、特別区の職員体制の整備や町名の決定に向けた取組などを進めていくこととなります。
- ・その中には、条例の制定など、議会の議決を要する事項も含まれますので、議会に報告・審議いただきながら、準備を進める必要があります。
- ・詳しくは、説明パンフレット 6 ページの「今後のスケジュール」及び大阪における新たな大都市制度準備期間中の工程表
(<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseidokaikakushitsu/page/0000300924.html>) をご覧ください。

(協定書の修正)

Q 協定書の修正はできるのか。
将来、法改正すれば大阪市に戻ることができるのか。

A

- ・特別区設置協定書は、特別区の設置の内容を定めているものなので、その設置後に修正するという性格のものではありません。

(特別区の分割・合併など)

Q 特別区設置後、特別区の数や区域などを変更できるのか。
特別区が設置された場合、他市との合併はできるのか。

A

- ・平成 29 年 4 月の特別区の設置後は、地方自治法の規定により、特別区の分割や合併、境界変更をすることは可能です。したがって、特別区の数や区域などの変更は可能です。
- ・現在の法制度においては、市町村と特別区との合併はできませんが、大都市地域における特別区の設置に関する法律（大都市法）に基づく手続きにより隣接市町村が特別区となり、特別区同士が合併することは可能です。

(特別区の設置後に市に戻る手続)

Q 特別区設置後、大阪市を復活できるのか。
特別区は政令指定都市に指定される事はできますか。

A

- ・現在の法制度においては、特別区が市に戻る手続は定められていません。政令指定都市は、市の中から政令で指定されるものです。

(その他)

Q (住民投票で) 特別区が設置されなかった場合はどのような施策を行うのでしょうか。

A

- ・現在、住民投票に向けて手続を進めているところです。したがって、特別区が設置されなかった場合の対応については、現時点でお答えできる状況にないこと、ご理解をお願いします。

Q 否決された場合、総合区になるのでしょうか？

A

- ・今回の住民投票は、特別区の設置の賛否の住民投票であり、特別区か総合区かを問うものではありません。

(現在の条例等の扱い)

Q 現在の大阪市の条例、要綱はどうなるのか。

Q 今まで大阪市条例で定めていた事項は無効になりますか。また過料で集めるお金はどの地区に役立てられますか。

A

- ・大阪市の条例、要綱については、特別区と大阪府の事務（仕事）の役割分担に従って、整理、調整が行われることとなります。
- ・具体的には、大阪市から府に仕事に移ることに伴い府条例が制定されたり、大阪市から特別区に移る仕事に関して特別区の条例が制定されたりすることとなります。
- ・具体的な今後の作業工程については、大阪における新たな大都市制度準備期間中の工程表（<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseidokaikakushitsu/page/0000300924.html>）をご覧ください。
- ・大阪市条例により定められていた過料については、特別区の設置後は、各特別区（大阪府の仕事になるものについては大阪府）にお支払いいただき、各特別区（大阪府の仕事になるものについては大阪府）の収入になります。

(説明パンフレットの位置づけ)

Q 説明パンフレットの市長前書きは市役所全体の合意を得た考えなのか。

A

- ・説明パンフレットは、大阪市として作成したものです。